えにしの会 2015

タイガーマスクでは終わらせない

地域包括ケアと一緒に考える社会的養護

タイガーマスクでは終わらせない

地域包括ケアと一緒に考える社会的養護

猪飼周平
えにしの会 2015 コーディネーター

1. 美談としてのタイガーマスク現象

みなさんは、「タイガーマスク現象」をご記憶でしょうか。2010 年の年末に「伊達直人」を名乗る匿名の人物が、群馬県中央児童相談所にランドセルを寄付するということがあり、それがメディアに取りあげられたことで、その後次々に児童相談所や児童福祉施設に匿名での寄付が行われたあの現象です。2011 年 3 月に東日本大震災が発災したことで、ブームは消し飛んでしまったのですが、テレビその他の媒体で、ずいぶん「美談」として流布しましたので、覚えていらっしゃる方も多いのではないかと思います。

それにしてもなぜこれが「美談」として語られたのでしょうか。そもそも、ある事柄が美談となるとは、それが道徳的にみて純粋に美しい話、心温まる話であることを意味しています。たとえば、構造上の欠陥のために危険な交差点があったとして、車に轢かれそうになっていた子どもを身を挺して救った人があったとしましょう。このような話は決して美談になりません。むしろ、そのような危険な交差点を放置していた行政の無為が告発されることになります。つまり「伊達直人」が美談として語られたということは、社会的養護を必要とする子どもの置かれている境遇について、美談として語る側には責任がないという認識が暗黙のうちに前提とされていたということを意味します。

とするならば、仮に施設の子どもたちがランドセルを買うことさえもできないとしても、そのことについて、社会の側には責任がない、という前提的認識がこの「伊達直人」の行為の美談化の背景には存在しているということになります。実際には、施設の子どもたちがランドセルくらいは皆もっていることを考えれば、現実の施設における養育水準よりもさらに低い水準であってもやむを得ないという考えが、私たちの社会で常識化しているということが、タイガーマスク現象によって示されたとさえいうことができます。

国・州（統計の年度）	18歳未満人口の概算	18歳未満の社会的養護委託人口	18歳未満 1 万人に対する割合
オーストラリア（2005）	4,835,714	23,695	49
オーストラリア/NSW（2005）	1,591,379	9,230	58
オーストラリア/Qnsland（2004）	975,345	5,657	58
カナダ（2001）	7,090,000	76,000	109
カナダ/Alberta（2004）	771,316	8,536	111
カナダ/ Ontario（2005）	2,701,825	17,324	64
デンマーク（2004）	1,198,872	12,571	104
フランス（2003）	13,426,557	137,085	102
ドイツ（2004）	14,828,835	110,206	74
アイルランド（2003）	1,015,300	5,060	50
イタリア（2003）	10,090,805	38,300	38
日本（2005）	23,046,000	38,203	17
ニュージーランド（2005）	1,005,648	4,962	49
ノルウェー（2004）	1,174,489	8,037	68
スペイン（2004）	7,550,000	38,418	51
スウェーデン（2004）	1,910,967	12,161	63
連合王国/England（2005）	11,109,000	60,900	55
連合王国/N.Ireland（2005）	451,514	2,531	56
連合王国/Scotland（2005）	1,066,646	7,006	66
連合王国/Wales（2005）	615,800	4,380	71
アメリカ（2005）	74,000,000	489,003	66
アメリカ/Illinois（2005）	3,249,654	17,985	55
アメリカ/ NCarolina（2005）	2,153,444	10,354	48
アメリカ/Washington（2004）	1,509,000	8,821	58

2. 取り残されてきた社会的養護

日本の社会的養護の特徴について、ここでは 3 点挙げておきたいと思います。

① そもそも社会的養護の必要を認められる子どもが諸外国に比して少ない（前頁表[1]）。

② 養護を受ける子どものうち里親への委託（「家庭的養護」といいます）が少なく、大部分は施設で養育される（後掲資料 p. 11）。

③ 児童福祉施設出身者の大学進学率は 12.3%（全高卒者 53.2%）と低い（後掲資料 p. 54）。

これらは何を意味しているのでしょうか。

まず①は、日本の社会的養護には、そもそも子どもの保護機能が弱いということを示しています。この背景には、「実親の子どもの養育を放棄すること自体がけしからん」とか「家族の中のことに外部から介入すべきでない」といった観念が日本社会に強く存在することが考えられますが、いずれにせよ、子ども自身の利益が相対的に軽視されてきたことがわかると思います。

②も同様です。子どもが家庭的な環境の中で育つことが基本的には望ましいということがはっきりしたのは、決して最近のことではありません。にもかかわらず、里親委託率は戦後一時的に高まった時代を除けば、長い間 10%前後という極端に低い状態で推移していました。つまり、日本では子どもに家庭的な環境を提供するという努力が永らく欠けてきたのです。このことも、戦後日本の社会的養護が、子どもの利益を守ることを第一義的な目的としていなかったことを示しています。

そして③は、そもそも社会的養護が、生活保護制度などと同様に、最低限度の生活さえ保障すればそれでよい、という「ナショナルミニマム」原則に基づいて運用されてきたことを示しています。子どもは、自分を虐待する親を、養育することができない親を選んで生まれてきたのではありません。その意味では子どもには最低限度の生活しか与えられないという一種の「罰」を与えられる理由はないはずです。にもかかわらず、子どもに対するこのような処遇のあり方は永年放置されてきました。

「タイガーマスク現象」が美談となったのは、日本のほとんどの人びとが、永年社会的養護を必要とせざるを得なかった子どもの置かれてきた境遇に、そもそも関心を持つことなく、また関心をもったとしても、それを「親の義務」とか「ナショナルミニマム」といった不適切な常識で裁くということに、何の痛みも感じなかったからに他なりません。

永年の社会的養護のあり方については、「児童相談所が悪い」「施設の職員の意識の低さが悪い」とかさまざまな批判がなされるようになってきましたが、私は、社会的養護関係者を責めても仕方がないように思います。というのも、社会的養護関係者が他の社会サービスの領域で活動する人びとに比べて道徳的に劣悪だと信じる理由がないからです。そうではなく、このような社会的養護のあり方をもたらした最大の理由は、日本社会に生きる人びとが、社会的養護を受ける子どもたちに関心を払ってこなかったことそれ自体にあると思います。

3. 地域包括ケアと一緒に考えてください

そうはいっても、社会的養護も少しずつですが状況は改善されてきています。現在、①里親への委託を積極的に推進する、②児童養護施設などの施設ケアをできる限り家庭的環境に近い形で運用する、という方向に向かって改革が進み始めています（後掲資料「社会的養護の課題と将来像の実現に向けて」）。また、別添の資料「日本の社会的養護と特別養子縁組制度への提言」（日本財団、2015 年）に

[1] 津崎哲雄『この国の子どもたち　要保護児童社会的養護の日本的構築』日本加除出版 2009 年, p. 181。

みられるように、特別養子縁組制度を活用して特に愛着形成の必要な乳児に円滑に家庭的環境を提供しようとする運動などが始まっています。

ここで、みなさんに是非お願いしたいことは、本年のえにしの会のテーマである地域包括ケアと一緒に社会的養護について考えていただきたいということです。すると察しの良い方は、地域包括ケアについて考えることと、社会的養護について考えることは同じことだ、ということがたちどころにおわかりになるのではないかと思います。下の図は、厚生労働省が描く社会的養護の「理想」ですが、地域包括ケアの概念図とそっくりだと思いませんか。

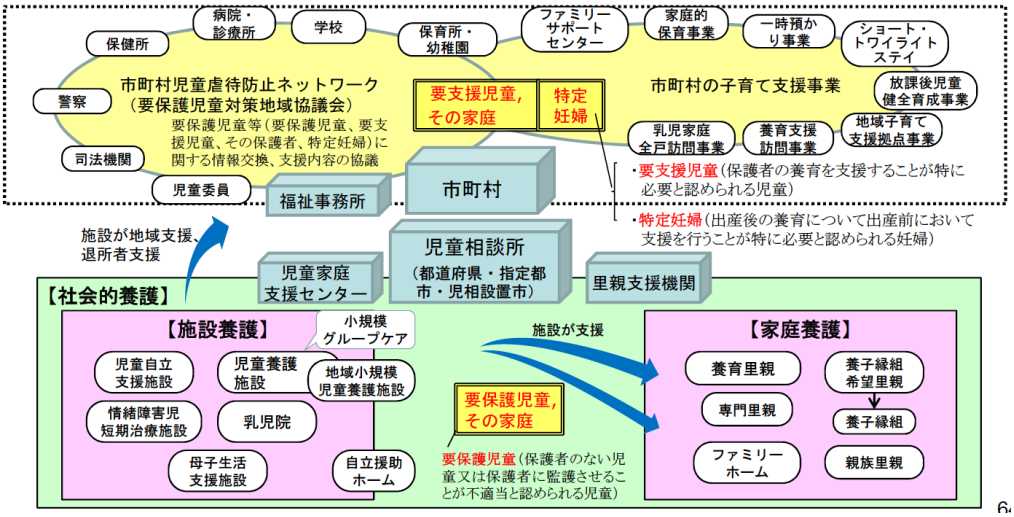

たとえば、家庭的養護を子どもに提供することは、高齢者ケアの在宅化に対応しています。おばあちゃんを病院から退院させて自宅に帰すだけではケアになりません。自宅でおばあちゃんがくらしてゆけるように、本人を含め、家族、地域社会、行政が連携しあうとともに、そこに適切かつ充分な支援が行き届かなければなりません。これと同じように、子どもも里親に委託したり養子縁組したりすれば終わりではありません。子どもに家庭的養護を提供することが意味をもつためにも、子どもを含め、養親家族、実親、地域社会、行政の協働が必要で、加えてそれぞれに対する適切な支援が届かなければならないのです。

政策としての地域包括ケア政策には、わかりにくい部分もいろいろとありますが、それでも社会的養護にくらべれば、驚くほど順調に政策が進展しているといえるでしょう。私の理解では、その順調さの最大の理由は、今日高齢者の生活のあり方に、社会が大きな関心を払っているからに他なりません。そして高齢者の生活に向けられた関心から、それが悲惨なものであることは許さない、という社会としての共通認識が生まれ、それがケアの水準を支えているのです。

「タイガーマスク現象」が図らずも示したのは、社会的養護が子どもに対して適切なケアを提供できる、その前提となる子どもの養育環境についての社会的関心が私たちの社会に欠けていたということであり、またそのような社会的関心の大切さでした。でも、「伊達直人」たちはもう自分の仕事を終えて帰って行きました。

タイガーマスクでは終わらせない。次は私たちの番です。少なくともえにしの会に集まってこられている方々にとっては難しいことではないと思います。高齢者の暮らしを見つめるのと同じ眼差しを子どもにも向ければよいだけなのですから。

「タイガーマスク」が照らした”出口”

保坂展人
世田谷区長

９月２２日、世田谷区内にある児童養護施設「福音寮」で、「夢をかなえる力」と題したシンポジウムがありました。１５０人を超える聴衆で埋まった会場で、私は次のように語りかけました。

３月１１日午後２時４６分、みなさんは何をしていましたか――。

私は児童養護施設を出た２０代の女性への何度目かになるインタビューをしていました。親の虐待にあい、施設を転々とした日々について聞き終えてパソコンを閉じ、雑談をしていました。

カタカタカタという小さな音から始まって、まもなく床が滑るように動き、ベランダから見える屋根の瓦がパチンパチンと跳ね飛びました。突然の揺れに、私は倒れてしまいそうなテレビを思わず押さえました。

もし、東日本大震災がなければ、この時のインタビューも含めて、児童養護施設を巣立った若者たちの実情についてシリーズでレポートを書く予定でした。

「タイガーマスク現象」という言葉を覚えているでしょうか。東日本大震災の前年の暮れ、「伊達直人」という名前で児童養護施設の玄関にランドセルが届けられたのです。その後、「伊達直人」や「矢吹ジョー」といった名前で全国の児童養護施設へのプレゼントが続いたのです。

こうして、児童養護施設に社会的な注目が集まったものの、関心はまだ「学校生活の入口」にとどまっていました。

しかし、児童養護施設では、原則１８歳の高校卒業時に退所することになっています。調べてみると、若者たちに手渡されるのは、就職・大学進学時の支度費として、わずか７万７千円でした。ランドセルがふたつ分でしょうか。さらに、両親からの援助を見込むことのできない若者には特別基準額１３万７５１０円が加算された２１万４５１０円。それが当時の最大の支援額でした。現在はそれぞれの支給額が引き上げられ、最大で２６８５１０円となっています。

私は「施設からの出口」も見すえる必要がある、と考えていました。

衆議院議員時代、私は「子ども」族議員を自認していました。小渕恵三元首相が急逝した２０００年には、各党のプランを総合したうえで調整を進め、児童虐待防止法を成立させました。それ以来、児童虐待の通報件数は急増し、児童養護施設での虐待も少しずつ明らかにされるようになりました。

私はその後も、この法律の見直しに２度、関わることで、虐待の暴力から子どもたちを救い、重大な結果を未然に防ぐことができる社会に向かいつつある、と考えていました。正直にいえば、「いい仕事をした」と思っていたのです。

ところが、それは早計な思い込みでした。児童虐待防止法ができた数年後、私はある地方の山間部にある児童養護施設を訪れて、大きな衝撃を受けることになります。そのときのことを記した『週刊朝日』（２０１１年２月１１日号）の記事から一部を以下に引用します。

１００人を超える子どもたちの暮らす施設は老朽化していて、小学生は畳敷きの大部屋に枕を並べていた。山間部なのに、窓には虫を遮る網戸もない。机の数を数えてみると、

子どもたちの数よりも少ない。職員によれば、
「３人でひとつの机を使っています」
とのことだった。
高校生の暮らす部屋は真新しかったが３畳と狭く、
「定員は２人です」
という。思わず、
「えっ」
と声が出た。３畳に２人が布団をふたつ敷いて寝起きしていた。部屋の中央には、最近見なくなった円形の卓袱（ちゃぶ）台が置いてあった。勉強するには自室ではなく「学習室」を使っているという。
ふと、気になって、大学に進学する子どもはいるのかと聞いてみた。
すると職員は、
「ここでは『大学進学』の話題には触れないようにしています」
という。この施設では戦後、一人も大学に進学した子どもはいなかった。
「施設を出る時に、入寮して働ける職場を探すのに一苦労です。せめて運転免許を持たせてあげたいのですが……」（職員）

私は、児童虐待から子どもたちを救出することに目を奪われて、児童養護施設を出た子どもたちにどんな進路の選択可能性があるのかを考えてこなかったことに強いショックを受けました。

親が養育できない時に「大丈夫、社会が君を育てるから」と引き受けるのが、社会的養護の仕組みだったはずなのに、施設によっては大学進学という選択肢ははじめからない、というのです。

東日本大震災の直前、私は「タイガーマスク現象」を契機にこの事実を訴え、制度改革につなげる仕事をしたいと考えていたのでした。

あれから２年半。いまは世田谷区長として仕事を続けています。

区内には、福音寮と東京育成園というふたつの児童養護施設があり、大学や専門学校への進学者は少なくありません。施設も立派で、進路情報や奨学金なども整っています。

現在、困難な状況下にある子どもや若者に光をあてて、学習支援・就職支援等の支援にも力を入れようとしています。また、東京都と２３区の間では「児童相談所の区への移管」を進めようと協議しています。

シンポジウムの会場では、福音寮で暮らす中高生が前の方に座っていました。彼らのまっすぐなまなざしを受けて、「児童養護施設を出た後の若者の支援策に取り組まねば」とあらためて思いました。

朝日新聞（「太陽の町から」2013 年 9 月 24 日）

社会的養護の課題と将来像の実現に向けて

児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会
社会的養護専門委員会とりまとめ（平成23年7月）の概要とその取組の状況

１．社会的養護の現状　・・・　１
２．社会養護の基本理念と原理　・・・１２
３．施設等種別ごとの課題と将来像　・・・１３
４．社会的養護の質の向上、親子関係再構築の充実、権利擁護など　・・・４２
５．施設の人員配置の課題と将来像　・・・６２
６．社会的養護の整備量の将来像　・・・６３
７．子ども・子育て支援新制度と社会的養護　・・・６４
８．社会保障・税一体改革による社会保障の充実・安定化と社会的養護　・・・７１

詳しくは厚生労働省ホームページの「社会的養護」のページを参照
厚生労働省トップページから、→ 政策について → こども子育て支援 → 施策情報 → 社会的養護
http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/syakaiteki_yougo/index.html

平成２７年１月２８日
厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

1. 社会的養護の現状　（1）施設数、里親数、児童数等

保護者のない児童、被虐待児など家庭環境上養護を必要とする児童などに対し、公的な責任として、社会的に養護を行う。対象児童は、約４万７千人。

里親	家庭における養育を里親に委託	登録里親数	委託里親数	委託児童数
		9,441世帯	3,560世帯	4,636人
区分（里親は重複登録有り）	養育里親	7,489世帯	2,840世帯	3,526人
	専門里親	652世帯	157世帯	209人
	養子縁組里親	2,706世帯	223世帯	227人
	親族里親	477世帯	460世帯	674人

ファミリーホーム	養育者の住居において家庭養護を行う(定員５～６名)	
	ホーム数	223か所
	委託児童数	993人

施設	乳児院	児童養護施設	情緒障害児短期治療施設	児童自立支援施設	母子生活支援施設	自立援助ホーム
対象児童	乳児（特に必要な場合は、幼児を含む）	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要な場合は、乳児を含む）	軽度の情緒障害を有する児童	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童	義務教育を終了した児童であって、児童養護施設等を退所した児童等
施設数	131か所	595か所	38か所	58か所	258か所	113か所
定員	3,857人	34,044人	1,779人	3,815人	5,121世帯	749人
現員	3,069人	28,831人	1,310人	1,544人	3,654世帯 児童5,877人	430人
職員総数	4,210人	15,477人	970人	1,780人	2,012人	458人

小規模グループケア	943か所
地域小規模児童養護施設	269か所

※里親数、FHホーム数、委託児童数は福祉行政報告例（平成26年3月末現在）
※施設数、ホーム数（FH除く）、定員、現員、小規模グループケア、地域小規模児童養護施設のか所数は家庭福祉課調べ（平成25年10月1日現在）
※職員数（自立援助ホームを除く）は、社会福祉施設等調査報告（平成24年10月1日現在）
※自立援助ホームの職員数は家庭福祉課調べ（平成25年3月1日現在）
※児童自立支援施設は、国立2施設を含む

（３）虐待を受けた児童の増加

児童虐待の増加等に伴い、**児童虐待防止対策の一層の強化**とともに、虐待を受けた子どもなどへの対応として、**社会的養護の量・質ともに拡充が求められている**。

○　全国の児童相談所における児童虐待に関する相談件数は、児童虐待防止法施行前の平成11年度に比べ、平成25年度には約6．3倍に増加。

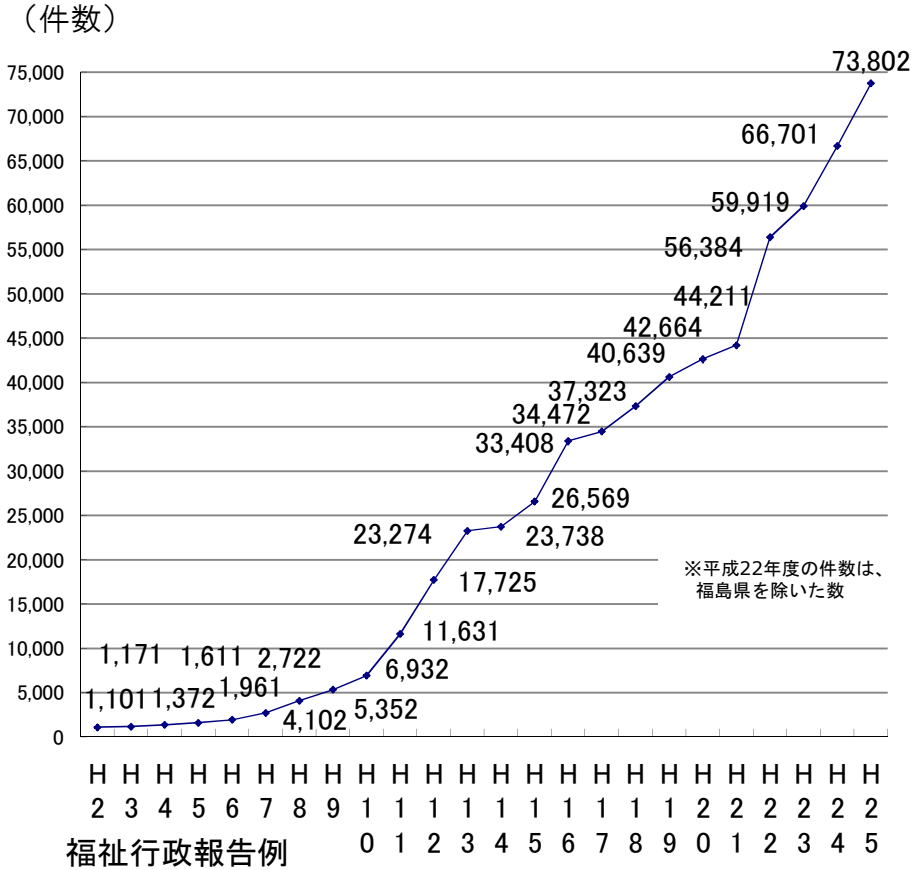

福祉行政報告例

○　児童養護施設に入所している子どものうち、約６割は、虐待を受けている。

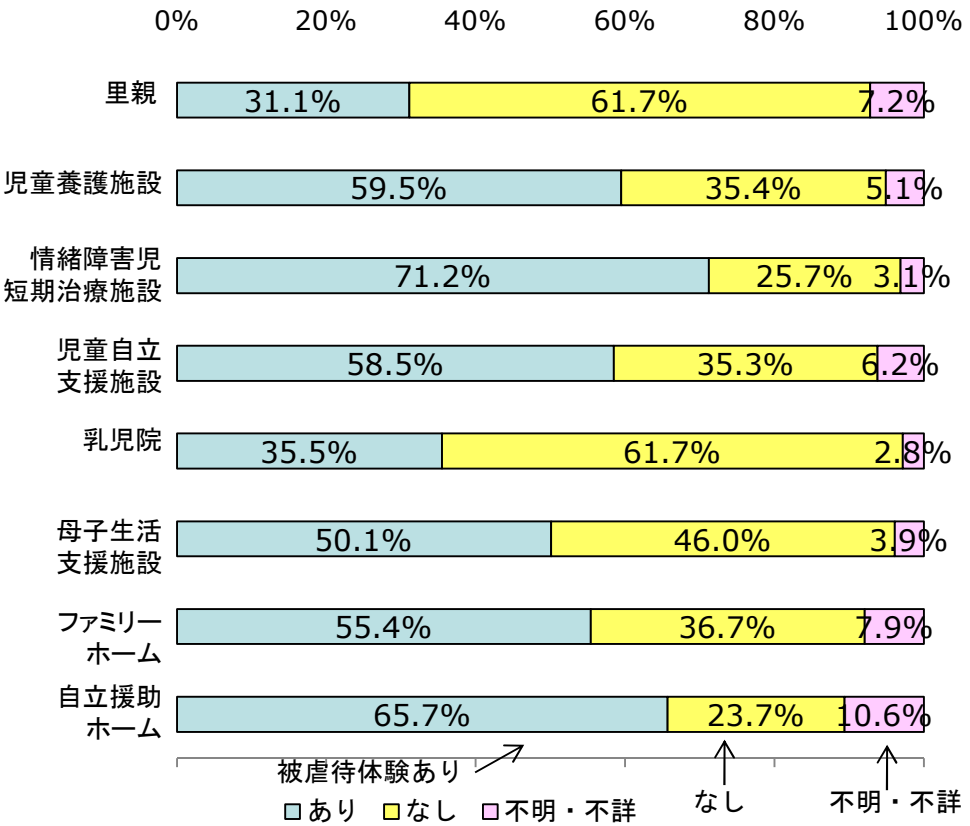

児童養護施設入所児童等調査結果（平成25年2月1日）

（４）障害等のある児童の増加

社会的養護を必要とする児童においては、**障害等のある児童が増加**しており、児童養護施設においては２８．５%が、障害ありとなっている。

児童養護施設における障害等のある児童数と種別

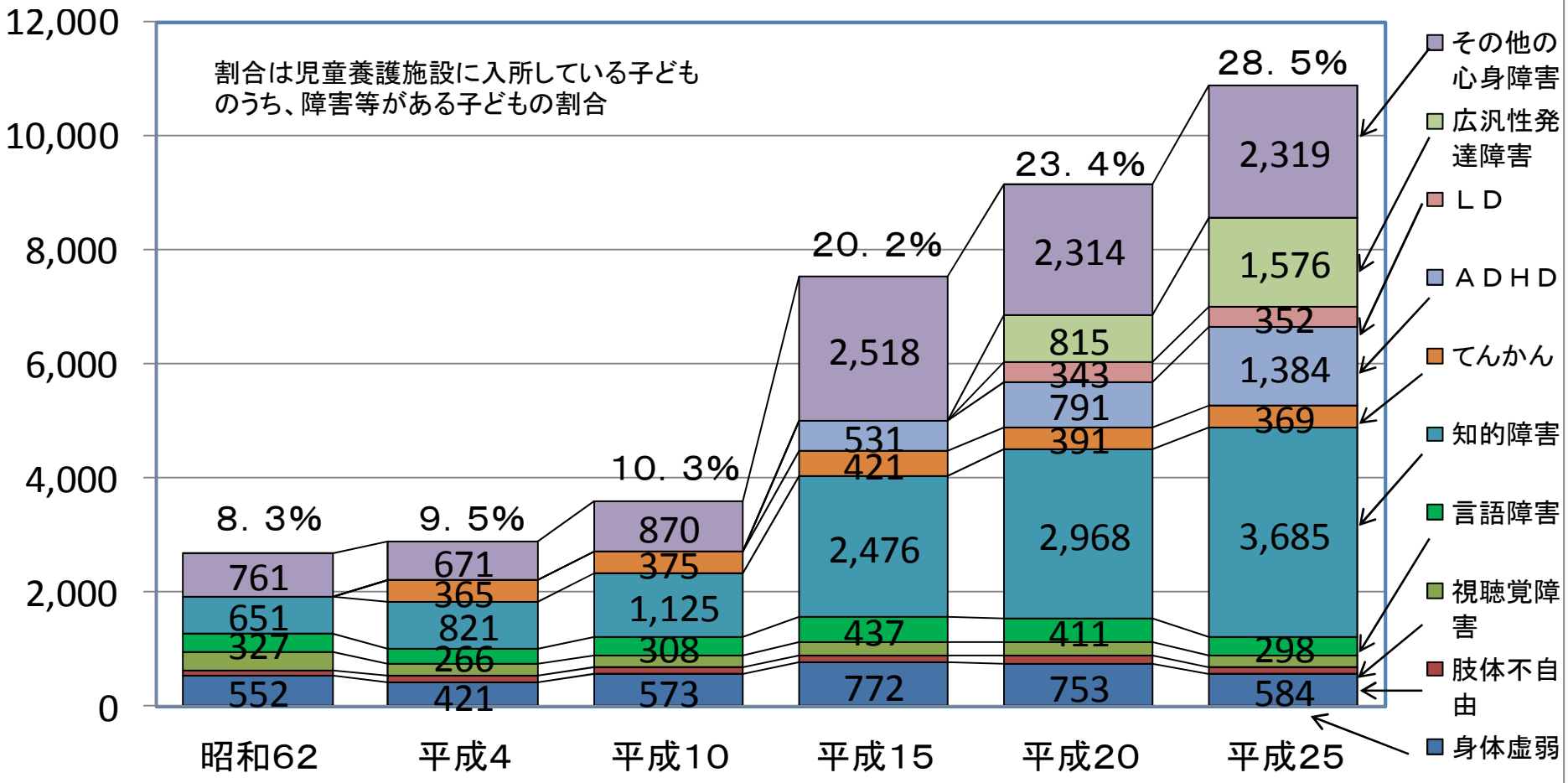

ADHD（注意欠陥多動性障害）については、平成15年より、広汎性発達障害およびLD（学習障害）については、平成20年より調査。
それまではその他の心身障害へ含まれていた可能性がある。

（８）里親等委託率の推移

○里親制度は、家庭的な環境の下で子どもの愛着関係を形成し、養護を行うことができる制度

○里親等委託率は、平成１４年の７．４％から、平成２６年３月末には**１５．６％**に上昇

○子ども・子育てビジョン（平成22年1月閣議決定）において、家庭的養護の推進を図るため、ファミリーホームを含めた里親等委託率を、平成２６年度までに**１６％**に引き上げる目標

年度	児童養護施設		乳児院		里親等※1		合計	
	入所児童数（人）	割合（%）	入所児童数（人）	割合（%）	委託児童数（人）	割合（%）	児童数（人）	割合（%）
平成１４年度末	28,903	84.7	2,689	7.9	2,517	7.4	34,109	100
平成１５年度末	29,214	84.0	2,746	7.9	2,811	8.1	34,771	100
平成１６年度末	29,750	83.3	2,942	8.2	3,022	8.5	35,714	100
平成１７年度末	29,765	82.5	3,008	8.4	3,293	9.1	36,066	100
平成１８年度末	29,808	82.2	3,013	8.3	3,424	9.5	36,245	100
平成１９年度末	29,823	81.8	2,996	8.2	3,633	10.0	36,452	100
平成２０年度末	29,818	81.3	2,995	8.2	3,870	10.5	36,683	100
平成２１年度末	29,548	80.8	2,968	8.1	4,055	11.1	36,571	100
平成２２年度末	29,114	79.9	2,963	8.1	4,373	12.0	36,450	100
平成２３年度末	28,803	78.6	2,890	7.9	4,966	13.5	36,659	100
平成２４年度末	28,233	77.2	2,924	8.0	5,407	14.8	36,564	100
平成２５年度末	27,465	76.2	2,948	8.2	5,629	15.6	36,042	100

里親等委託率

※1 「里親等」は、平成21年度から制度化されたファミリーホーム（養育者の家庭で5～6人の児童を養育）を含む。
ファミリーホームは、平成25年度末で223か所、委託児童993人。多くは里親、里親委託児童からの移行。

※2 平成22年度は福島県分を加えた数値。

（資料）福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ（各年度末現在）

（10）諸外国における里親等委託率の状況

○制度が異なるため、単純な比較はできないが、欧米主要国では、概ね半数以上が里親委託であるのに対し、日本では、施設：里親の比率が９：１となっており、施設養護への依存が高い現状にある。

各国の要保護児童に占める里親委託児童の割合（２０１０年前後の状況）（％）

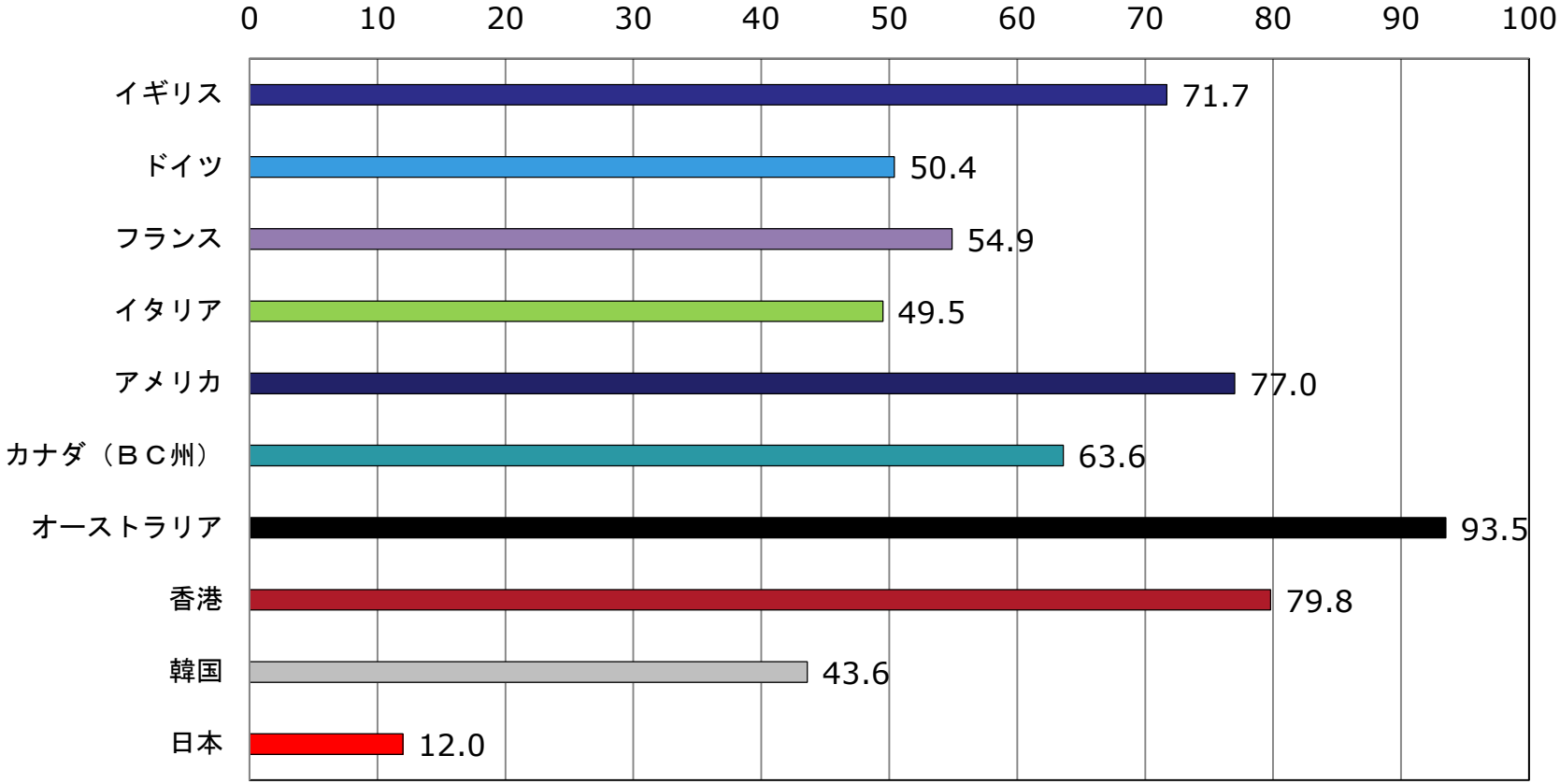

※「家庭外ケア児童数及び里親委託率等の国際比較研究」主任研究者　開原久代（東京成徳大学子ども学部）（平成23年度厚生労働科学研究「社会的養護における児童の特性別標準的ケアパッケージ（被虐待児を養育する里親家庭の民間の治療支援機関の研究）」）

※　日本の里親等委託率12．0%は、平成22年度末（2011年3月末）

※　里親の概念は諸外国によって異なる。

児童養護施設の小規模化・地域分散化のための計画のステップ（例）

（平成２４年１１月「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」より抜粋）

①現状（定員70人大舎制の例）

本体施設（定員70人）

大舎制

②まず1か所グループホームを作る

⇒・小規模養育のノウハウを習得
・本体施設の定員を5人程度引下げ

本体施設（定員65人）

大舎制

（定員を引き下げた分、子どもの生活空間に余裕が生まれる）

地域小規模児童養護 6人

③グループホームを増やす 里親支援をしながら里親委託を進める

⇒本体施設の定員を更に引下げ

本体施設（定員45人）

（空いた居室は、順次、工事を行い、小規模グループケアの構造に改修）

小規模グループケア 6人

地域小規模児童養護 6人

地域小規模児童養護 6人

ファミリーホーム 6人

里親 里親 里親 里親 里親 里親

④本体施設を全ユニット化する ファミリーホームや里親委託をさらに進める

⇒本体施設の定員をさらに引下げ

本体施設（定員24人）

ユニット化

小規模グループケア 6人 | 小規模グループケア 6人 | 小規模グループケア 6人 | 小規模グループケア 6人

小規模グループケア 6人

小規模グループケア 6人

ファミリーホーム 6人

地域小規模児童養護 6人

地域小規模児童養護 6人

ファミリーホーム 6人

里親 里親 里親 里親 里親 里親 里親 里親 里親 里親 里親 里親

※定員規模の縮小は、施設の子どもの環境改善を図るものであり、過去に施設整備費の補助を受けた施設でも可能。
※本体施設の改築を行う場合は、改築時に小規模グループケアの構造とするか、あるいは容易に転換できる構造としておく。
※措置費上、定員（本体＋分園型小規模ケア）が45人以下の場合が、手厚くなっている。

進学、就職の状況

高校進学率は高くなったが、高校卒業後の進路は、一般に比べ進学率は低く、就職が多くなっている。

①中学校卒業後の進路（平成２４年度末に中学校を卒業した児童のうち、平成２５年５月１日現在の進路）

	進　学				就　職		その他	
	高校等		専修学校等					
児童養護施設児　2,496人	2,366人	94.8%	46人	1.8%	53人	2.1%	31人	1.2%
（参考）全中卒者 1,185千人	1,166千人	98.4%	5千人	0.4%	4千人	0.3%	11千人	0.9%

②高等学校等卒業後の進路（平成２４年度末に高等学校等を卒業した児童のうち、平成２５年５月１日現在の進路）

	進　学				就　職		その他	
	大学等		専修学校等					
児童養護施設児　1,626人	200人	12.3%	167人	10.3%	1,135人	69.8%	124人	7.6%
うち在籍児　263人	52人	19.8%	36人	13.7%	132人	50.2%	43人	16.3%
うち退所児　1,363人	148人	10.9%	131人	9.6%	1,003人	73.6%	81人	5.9%
（参考）全高卒者　1,088千人	579千人	53.2%	258千人	23.7%	184千人	16.9%	68千人	6.3%

③措置延長の状況（予定を含む）

4月1日から6か月未満	20歳に到達するまで	その他
113人	80人	70人

児童養護施設児は家庭福祉課調べ（「社会的養護の現況に関する調査」）。 全中卒者・全高卒者は学校基本調査（平成25年5月1日現在）。

※「高校等」は、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部、高等専門学校

※「大学等」は、大学、短期大学、高等専門学校高等課程

※「専修学校等」は、学校教育法に基づく専修学校及び各種学校、並びに職業能力開発促進法に基づく公共職業訓練施設

６．社会的養護の整備量の将来像

○日本の社会的養護は、現在、９割が乳児院や児童養護施設で、１割が里親やファミリーホームであるが、これを、今後、十数年をかけて、
(a) 概ね３分の１が、里親及びファミリーホーム
(b) 概ね３分の１が、グループホーム
(c) 概ね３分の１が、本体施設（児童養護施設は全て小規模ケア）
という姿に変えていく。

＜現在＞
施設9割、里親等1割

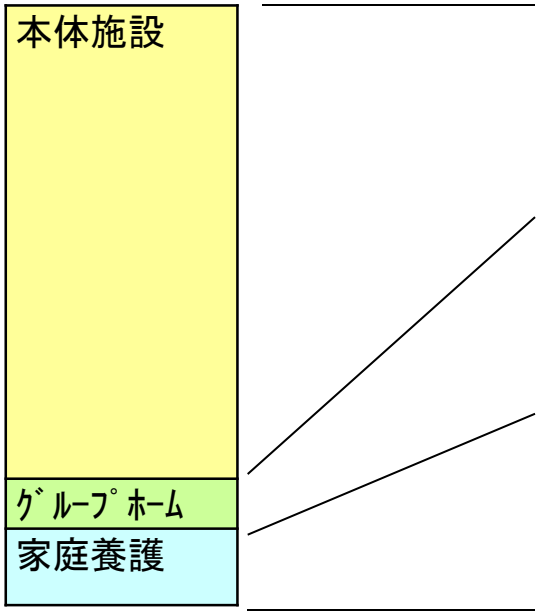

＜想定される将来像＞
本体施設･グループホーム･里親等をそれぞれ概ね3分の1に

本体施設	乳児院	３,０００人程度
	児童養護	１１,０００人程度
	計	**１４,０００人 程度**
		(37%) ～ (32%)
グループホーム	地域小規模児童養護	３，２００人程度
	小規模ケアのグループホーム型	９，０００人程度
	計	**１２，２００人程度**
		(32%) ～ (28%)
家庭養護	里親	７，１００人程度 ～ １２，５００人程度
	ファミリーホーム	５，０００人程度
	計	**１２，１００人 程度 ～ １７，５００人程度**
		(32%) ～ (40%)
児童数合計		３８，３００人 ～ ４３，７００人
		（人口比例で１割縮小の場合） （縮小しない場合）

（人数は一定の条件での試算）

7. 子ども･子育て支援新制度と社会的養護

○平成２４年８月に成立した子ども・子育て支援法では、市町村が虐待を受けた児童等の要保護児童も含め、地域の子ども・子育て家庭を対象とした事業を行うとともに、都道府県が、社会的養護など、専門性の高い施策を引き続き担うため、都道府県の設置する児童相談所を中心とする仕組みを現在と同様に維持することにしている。

○同法では今後、市町村と都道府県との連携を確保するため、「市町村子ども・子育て支援事業計画」では、社会的養護などの都道府県が行う専門的な施策との連携に関する事項を記載するよう努めること、「都道府県子ども・子育て支援事業計画」では、要保護児童等に関する専門的な知識・技術を必要とする支援、支援のために必要な市町村との連携に関する事項を記載することにしている。
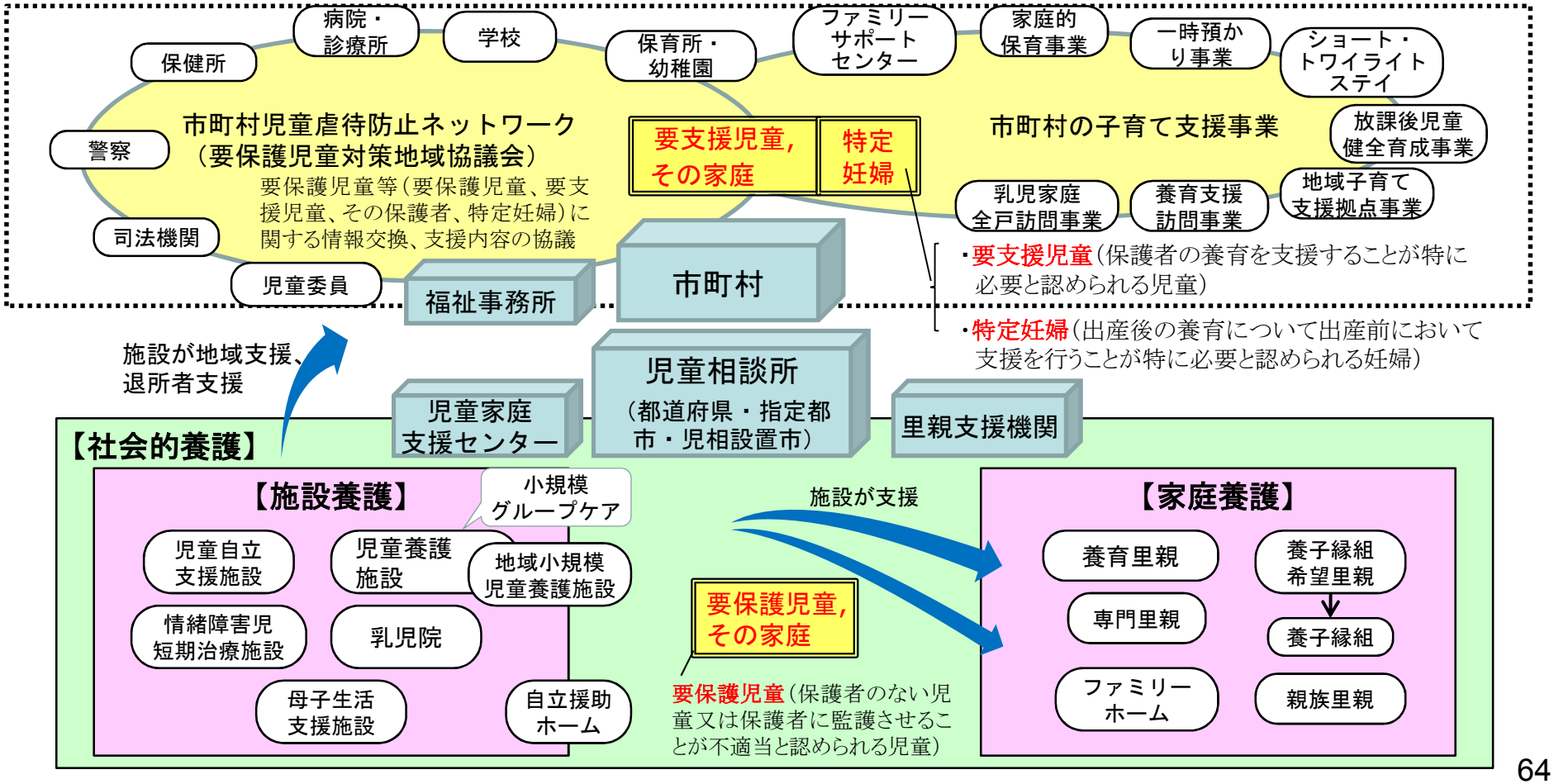
○児童相談所を中心とした社会的養護は、市町村の児童家庭相談や子育て支援と一連につながるものであり、密接に連携して推進